

学校において予防すべき感染症と出席停止※の基準

2025年4月1日

第一種: 感染症法第6条で規定している一類感染症および二類感染症(結核を除く)…**治療するまで出席停止**

エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ベスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎(ポリオ), ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群, 中東呼吸器症候群, 特定鳥インフルエンザ

第二種: 空気感染または飛沫感染するもので, 児童生徒の罹患が多く, 学校において流行を広げる可能性が高い感染症

病名	出席停止	主な症状
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し, かつ解熱した後2日を経過するまで	悪寒, 頭痛, 高熱(39~40℃)で発症。全身症状は, 倦怠感, 頭痛, 腰痛, 筋肉痛など。
百日咳	特有の咳が消失するまで, または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	コンコンと連続して咳き込んだ後, ヒューと笛を吹くような音を立てて急いで咳を吸うような特有な咳発作。発熱することは少ない。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	眼の充血, 涙や目やにの増加。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。いったん解熱し, 再び高熱が出てきたときに赤い発しんが生じる。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで	耳下腺や顎下腺などが急に腫れてくる。痛みを伴い, 酸っぱいものを飲食すると強くなる。
風しん	発しんが消失するまで	淡紅色の発しん, 発熱, 耳の後ろから頸部のリンパ節の腫れと圧痛。
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで	紅斑, 水疱, 膿疱, かさぶたの順に変化する発しんが出現。体と首のあたりから顔面に生じやすい。
咽頭結膜熱	発熱, 咽頭炎, 結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	高熱(39~40℃), 咽頭痛, 頭痛, 食欲不振。眼の症状としては, 結膜充血, 目やになど。
新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し, かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	咽頭痛, 発熱, 咳, 頭痛, 倦怠感, など
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	肺結核は咳, 痰, 微熱倦怠感。進行すると発熱, 寝汗, 血痰, 呼吸困難など。
髄膜炎菌性髄膜炎		発熱, 頭痛, 意識障害, 嘔吐。

学校保健安全法施行規則(第18条, 第19条)

第三種: ①学校教育活動を通じ, 学校において流行を広げる可能性がある感染症

…病状により学校医その他の**医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止**

コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎

②その他の感染症: 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に, 学校医の意見を聞き, 校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの(**必ず出席停止を行うべきというものではない**感染症)

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症, ロタウイルス感染症など), サルモネラ感染症, カンピロバクター感染症, マイコプラズマ感染症, 溶連菌感染症, 带状疱疹など
これらの感染症に罹患し医師に授業欠席を指示された場合は, 「学校感染症罹患・登校許可証明書」を提出してください

※) 出席停止: 校長は, 学校において予防すべき感染症にかかっている, かかっている疑いがある, またはかかるおそれのある児童生徒等に対して, 出席を停止させることができる。(学校保健安全法第19条)